

【1986年3月25日】労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令

労働省

労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の施行に伴い、並びに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十四条第三項(同法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。)及び別表第一第一号から第三号まで(同法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十二條の六第二項において準用する場合を含む。)並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第一百六条第二項から第四項まで、第七項及び第八項並びに第一百七條第一項から第四項までの規定に基づき、この政令を制定する。

労働者災害補償保険法施行令(昭和五十二年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同一の」を「、同一の」に、「障害年金又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による障害年金若しくは」を「障害厚生年金(以下第五条第一項までにおいて単に「障害厚生年金」という。)又は」に、「障害年金(障害福祉年金を除く、)の額」を「障害基礎年金(同法第三十條の四の規定による障害基礎年金を除く。以下第六条第一項までにおいて単に「障害基礎年金」という。)の額(同一の事由により障害厚生年金及び障害基礎年金が支給される場合にあっては、これらの年金たる給付の額の合計額)」に改め、同条第二項中「休業給付の」を削る。

第二条を次のように改める。 第二条 削除。

第三条第一項中「同一の」を「、同一の」に改め、「により支給される」の下に「障害厚生年金の額と障害基礎年金の額との合計額又は」を加え、「障害年金又は遺族年金の額」を「遺族厚生年金(第五集第一項において単に「遺族厚生年金」という。)の額と国民年金法の規定による遺族基礎年金(第六条第一項において単に「遺族基礎年金」という。)若しくは同法の規定による寡婦年金(第六条第一項において単に「寡婦年金」という。)の額との合計額」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金の額」を「という。)の額との合計額」に改める。

第四条を次のように改める。 第四条 削除

第五条の見出し中「場合の最低保障額」を「政令で定める額」に改め、同条第一項中「規定による年金たる保険給付の」を「政令で定める」に、「同一の」を「、同一の」に、「次の各号に掲げる給付」を「障害厚生年金又は遺族厚生年金」に改め、「を下回らないもの」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる給付」を「又は遺族厚生年金」に改め、同条第三項中「規定による年金たる保険給付の」を「政令で定める」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(法別表第一第三号の政令で定める額)

第六条 法別表第一第三号の政令で定める額は、同表の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。)により支給される障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金の額を減じた残りの額に相当する額とする。

2 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額が法第六十四条第一項の規定により改定される場合における前項の規定の適用については、同項申「若しくは寡婦年金の額」とあるのは、「若しくは寡婦年金の額を当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定に用いられる率と同一の率で除して得た額」とする。

3 前二項の規定は、法第二十二条の三第三項、第二十二条の四第三項及び第二十二条の六第二項において準用する法別表第一第三号の政令で定める額について準用する。この場合において、第一項中「同表」とあるのは「法第二十二条の三第三項、第二十二条の四第三項及び第二十二条の六第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と、前項中「障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金、遺族年金又は傷病年金」と、「法第六十四条第一項」とあるのは「法第六十四条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附則に次の二十三項を加える。

(昭和六十年改正法附則第一百六条第二項の場合の計算)

6 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第一百六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同条第二項の政令で定める率を乗ずる場合には、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗ずるものとする。

障害補償年金 障害年金	0.76
-------------	------

遺族補償年金	遺族年金	0.83
傷病補償年金	傷病年金	0.76

(昭和六十年改正法附則第百十六条第二項の政令で定める額)

- 7 昭和六十年改正法附則第百十六条第二項の政令で定める額は、昭和六十年改正法附則第百十五条の規定による改正後の法(以下「昭和六十年改正後の法」という。)別表第一の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。)により支給される昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(附則第十五項及び第十六項において「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)又は遺族年金の額を減じた残りの額に相当する額とする。
- 8 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額が法第六十四条第一項の規定により改定される場合における前項の規定の適用については、同項中「又は遺族年金の額」とあるのは、「又は遺族年金の額を当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定に用いられる率と同一の率で除して得た額」とする。
- 9 前二項の規定は、昭和六十年改正法附則第百十六条第四項において準用する同条第二項の政令で定める額について準用する。この場合において、附則第七項中「別表第一」とあるのは「第二十二条の三第三項、第二十二条の四第三項及び第二十二条の六第二項において準用する昭和六十年改正後の法別表第一」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と、前項中「障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金、遺族年金又は傷病年金」と、「法第六十四条第一項」とあるのは「法第六十四条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(昭和六十年改正法附則第百十六条第三項の政令で定める法令による給付及び同項の場合の計算)

- 10 昭和六十年改正法附則第百十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の政令で定める法令による給付は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給付とし、同条第三項の規定により同項の政令で定める率を乗ずる場合には、同表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、同表の中欄に定める給付ごとにそれぞれ同表の下欄に定める率を乗ずるものとする。

障害補償年金 障害年金	昭和 60 年改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下附則第 16 条までにおいて「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.76
	昭和 60 年改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（障害福祉年金を除く。以下附則第 16 条までにおいて「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
遺族補償年金 遺族年金	昭和 60 年改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金（次項において「旧船員保険法の遺族年金等」という。）	0.83
	昭和 60 年改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（次項において「旧国民年金法の母子年金等」という。）	0.91
傷病補償年金 傷病年金	旧船員保険法の障害年金	0.76
	旧国民年金法の障害年金	0.88

（昭和六十年改正法附則第百十六条第三項の政令で定める額）

11 昭和六十年改正法附則第百十六条第三項の政令で定める額は、昭和六十年改正後の法別表第一の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。)により支給される次に掲げる給付の額を減じた残りの額に相当する額とする。

- 一 旧船員保険法の障害年金又は旧船員保険法の遺族年金
- 二 旧国民年金法の障害年金又は旧国民年金法の母子年金等

12 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額が法第六十四条第一項の規定により改定される場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる給付の額」とあるのは、「次に掲げる給付の額を当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定に用いられる率と同一の率で除して得た額」とする。

13 前二項の規定は、昭和六十年改正法附則第百十六条第四項において準用する同条第三項の政令で定める額について準用する。この場合において、附則第十一項中「法別表第一」とあるのは「法第二十二条の三第三項、第二十二条の四第三項及び第二十二条の六第二項において準用する昭和六十年改正後の法別表第一」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と、前項中「障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金、遺族年金又は傷病年金」と、「法第六十四条第一項」とあるのは「法第六十四条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金に対する特例）

14 昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金に対する第三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三条第一項中「遺族基礎年金(第六条第一項」とあるのは、「遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。第六条第一項」とする。

(昭和六十年改正法附則第一百六条第七項の政令で定める額)

15 昭和六十年改正法附則第一百六条第七項の政令で定める額は、昭和六十年改正後の法第十四条第一項の額(その額が同条第二項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)から、同一の事由により支給される旧厚生年金保険法の障害年金又は旧船員保険法の障害年金若しくは旧国民年金法の障害年金の額を三百六十五で除して得た額を減じた残りの額に相当する額とする。

(昭和六十年改正法附則第一百六条第八項の政令で定める額)

16 昭和六十年改正法附則第一百六条第八項の政令で定める額は、昭和六十年改正後の法第二十二条の二第二項において準用する昭和六十年改正後の法第十四条第一項の額(その額が昭和六十年改正後の法第二十二条の二第三項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)から、同一の事由により支給される旧厚生年金保険法の障害年金又は旧船員保険法の障害年金若しくは旧国民年金法の障害年金の額を三百六十五で除して得た額を減じた残りの額に相当する額とする。

(昭和六十年改正法附則第一百七条第一項の政令で定める率)

17 昭和六十年改正法附則第一百七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金	障害年金	0.76
遺族補償年金	遺族年金	0.83
傷病補償年金	傷病年金	0.76

(昭和六十年改正法附則第一百七条第一項の政令で定める額)

18 昭和六十年改正法附則第一百七条第一項の政令で定める額は、昭和六十年改正後の法別表第一の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障

害の状態にあることをいう。)により支給される昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「新厚生年金保険法」という。)の規定による障害厚生年金の額と昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)の規定による障害基礎年金(新国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。附則第二十六項において同じ。)の額との合計額又は新厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金の額と新国民年金法の規定による遺族基礎年金(昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。附則第二十六項において同じ。)若しくは寡婦年金の額との合計額を減じた残りの額に相当する額とする。

19 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額が法第六十四条第一項の規定により改定される場合における前項の規定の適用については、同項中「寡婦年金の額との合計額」とあるのは、「寡婦年金の額との合計額を当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定に用いられる率と同一の率で除して得た額」とする。

20 前二項の規定は、昭和六十年改正法附則第一百七十七条第四項において準用する同条第一項の政令で定める額について準用する。この場合において、附則第十八項中「法別表第一」とあるのは「法第二十二条の三第三項、第二十二条の四第三項及び第二十二条の六第二項において準用する昭和六十年改正後の法別表第一」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と、前項中「障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金、遺族年金又は傷病年金」と、「法第六十四条第一項」とあるのは「法第六十四条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(昭和六十年改正法附則第一百七十七条第二項の政令で定める率)

21 昭和六十年改正法附則第一百七十七条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金 障害年金	0.88
遺族補償年金 遺族年金	0.91
傷病補償年金 傷病年金	0.88

(昭和六十年改正法附則第一百七十七条第二項の政令で定める額)

22 昭和六十年改正法附則第一百七十七条第二項の政令で定める額は、昭和六十年改正後の法別表第一の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障

害の状態にあることをいう。)により支給される新厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は遺族厚生年金の額を減じた残りの額に相当する額とする。

23 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額が法第六十四条第一項の規定により改定される場合における前項の規定の適用については、同項中「又は遺族厚生年金の額」とあるのは、「又は遺族厚生年金の額を当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定に用いられる率と同一の率で除して得た額」とする。

24 前二項の規定は、昭和六十年改正法附則第一百七十七条第四項において準用する同条第二項の政令で定める額について準用する。この場合において、附則第二十二項中「法別表第一」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十二條の六第二項において準用する昭和六十年改正後の法別表第一」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と、前項中「障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金、遺族年金又は傷病年金」と、「法第六十四条第一項」とあるのは「法第六十四条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(昭和六十年改正法附則第一百七十七条第三項の政令で定める率)

25 昭和六十年改正法附則第一百七十七条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金 障害年金	0.89
遺族補償年金 遺族年金	0.91
傷病補償年金 傷病年金	0.88

(昭和六十年改正法附則第一百七十七条第三項の政令で定める額)

26 昭和六十年改正法附則第一百七十七条第三項の政令で定める額は、昭和六十年改正後の法別表第一の下欄の額から、同一の事由(障害補償年金及び遺族補償年金についてはそれぞれ当該障害又は死亡をいい、傷病補償年金については当該負傷又は疾病により障害の状態にあることをいう。)により支給される新国民年金法の規定による障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金の額を減じた残りの額に相当する額とする。

27 障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額が法第六十四条第一項の規定により改定される場合における前項の規定の適用については、同項中「若しくは寡婦年金の額」とあるのは、「若しくは寡婦年金の額を当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定に用いられる率と同一の率で除して得た額」とする。

28 前二項の規定は、昭和六十年改正法附則第一百七条第四項において準用する同条第三項の政令で定める額について準用する。この場合において、附則第二十六項中「法別表第一」とあるのは「法第二十二条の三第三項、第二十二条の四第三項及び第二十二条の六第二項において準用する昭和六十年改正後の法別表第一」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と、前項中「障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金、遺族年金又は傷病年金」と、「法第六十四条第一項」とあるのは「法第六十四条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

#### 附則

この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十一年四月一日)から施行する。

#### 理由

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の施行に伴い、同一の事由により労働者災害補償保険の年金たる保険給付等と厚生年金保険法の規定による年金たる保険給付又は国民年金法の規定による年金たる給付とが支給される場合における労働者災害補償保険の年金たる保険給付等の額の調整に関し、当該調整後の額についての最低保障額に関する規定等につき所要の整備を行うとともに、当該調整に用いる率等に関する経過措置を定める等の必要があるからである。